

介護給付費分科会、「個別サービス計画」義務化を大筋合意、作成しないと基準違反に

11月10日、厚生労働省は「第84回社会保障審議会介護給付費分科会」（分科会長：大森彌氏）を開催。介護老人福祉施設をはじめ6分野の基準と報酬について議論した。福祉用具は「個別サービス計画」（従来の資料では「個別援助計画」）がテーマとなり、基準への位置づけで大筋合意。作成しない事業所は、指定基準違反となることも明らかになった。

分科会では「外れ値」も議論されたが、同分科会に先立つ11月7日、老健局長が開催する「介護保険サービスに関する関係団体懇談会」では、出席した山下理事長が「介護給付費通知」の問題点を指摘し、運用の改善を求めている経緯がある。

厚生労働省「個別サービス計画」の義務化を一層明確に

分科会では、前半は介護老人福祉施設など4分野、後半は福祉用具など3分野について議論が行われた。福祉用具については、7月28日のヒアリングの際に意見交換を行ったので、実質的な審議は今回で2度目となる。「福祉用具について」の政府説明は老健局振興課の川又竹男課長が行った。論点1は「外れ値」の問題。この対策の「介護給付費通知書」は578保険者（平成22年）が取り組んでおり、一層の推進を論点として示している。また、これに関連して、介護報酬請求の際に使う商品コードの統一化（例、TAISコード）



分科会の様子

も課題としている。論点2は「個別サービス計画」の指定基準への位置づけ。資料では専門職間の情報共有など、導入による事業効果を示すとともに、本会と日本福祉用具供給協会の要望書を紹介。指定基準の見直しに向けて根拠資料として活用していた。

計画の作成を行わないと基準違反、改善なければ指定取り消しも

政府説明を受けて、池田省三委員（地域ケア政策ネットワーク研究主幹）は、改正指定基準が施行された後、計画を作成しなかった場合の罰則の有無について質問。これに対して川又課長は「指定基準違反となり、改善の指導や勧告の対象となる。改善されない場合は指定取り消しもある」として、具体的な罰則について触れていた。また、基準の指導権限は都道府県にあるが、池田委員は「不正の実態を把握している保険者の権限こそ強化すべき」とし、不正な事業者名を保険者が公表する方法などを提案していた。また、勝田登志子委員（認知症の人と家族の会）は、「認知症の高齢者の思いがけない行動で事故は起きる。福祉用具専門相談員に対する認知症の研修も行ってほしい」と、事故防止に向けた研修実施を求めている。

介護給付費分科会は年末に報告をまとめ、年明けの1月に諮問答申、4月には新たな指定基準が施行される予定。今回の審議で「個別サービス計画」の義務化は大筋で合意したが、運用の詳細は明らかになっていない。本会では、今後とも会員のために適切な情報を迅速に伝えていくので、注目してほしい。

山下理事長、個別援助計画の義務化と給付費通知で意見表明

厚生労働省は、来年度の介護報酬改定、指定基準の見直しに向けて、介護関係事業者等から意見、要望等を聞くため、老健局長のもと「介護保険サービスに関する関係団体懇談会」を設置。11月7日に第3回目の会合が開催され、山下理事長が日本福祉用具供給協会の立場から意見を述べた。この懇談会での意見は、介護給付費分科会に報告され、その後の審議の参考とすることになっている。

「個別援助計画」義務化はサービスの質の底上げにつながる

会議には介護関係の15団体の代表者が出席。各団体が持ち回りで意見、要望を述べた。山下理事長は、介護保険スタート時に福祉用具供給の基盤整備を重視し、指定基準のハードルを低くしたお陰で、サービスの質に大きなばらつきが生じた点を説明。この結果、一部の事業者では「レンタルしたご利用者宅を何年も訪問もせず、報酬だけを受け取るケースもある」と指摘。このような事業者を排除し、福祉用具サービスの質の底上げを図っていくためには、「個別援助計画を作成し、定期的なモニタリングを確実にを行う仕組みが必要」として、今回の指定基準の見直しに対する強い期待を述べた。



山下理事長

介護給付費通知の運用の改善を強く求める

山下理事長は「外れ値」についても言及。福祉用具貸与は届出による自由価格制だが、外れ値は平均的な価格分布から大きく外れた値。例えば平均価格が1万円、外れ値は10万円というように、明らかに不適正な報酬請求を指す。この対策には、個々の利用者の支払価格と平均価格とを示し、利用者の適切な判断を促す介護給付費通知がある。山下理事長は同通知の必要性は認めつつ、「現場では外れ値を知らせるといった本来の趣旨を逸脱し、平均値より価格の高い事業者、低い事業者の線引きに使われるケースがある」と指摘。各事業者の価格は衛生管理や訪問点検など、サービスコストを反映したもの。給付費通知にはその点の説明はない。「価格だけで事業者を選ぶ環境が当たり前になると、事業者は絶対必要なコストも削減し、サービスの質は低下する」として、介護給付費通知の運用の改善を強く求めた。

施設入所者にも適切な福祉用具サービスを

福祉用具の利用目的には、自立支援ばかりではなく、介護者の負担軽減もある。山下理事長は「家族はもとより、訪問介護員等の腰痛対策という点からも、在宅において福祉用具が活用されることが望ましい」と、福祉用具による労働安全対策についても言及。続いて、施設入所者の福祉用具についても触れ、「在宅から施設へのシームレスなサービス提供が望まれるが、入所するとニーズや状態に応じた福祉用具が提供されなくなってしまう」と、施設入所者にも在宅と同様に、その方にあった福祉用具が提供される仕組みづくりの必要性を訴えた。